

# CN・GX関連の活用可能な国の施策について

2026年8月27日

九州経済産業局 カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

# CN/GXを巡る動き ～温室効果ガスの排出削減に向けた我が国の進捗状況～

- 2020年に2050年のカーボンニュートラルを宣言。
- 2022年からは脱炭素とエネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべくGX（グリーン・トランスフォーメーション）\*を目指した動きが活発に。

\* 2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革

## 我が国のカーボンニュートラルに向けた動向

|           |                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 2020年 10月 | <u>2050年カーボンニュートラル宣言</u><br>➢ 菅 元総理が所信表明演説にて宣言。<br><br>・<br>・<br>・ |
| 2025年 2月  | GX実行会議において「GX2040ビジョン」・第7次エネルギー基本計画・地球温暖化対策計画策定                    |
| 2025年 5月  | 「改正GX推進法」「改正 資源有効利用促進法」の成立                                         |
| 2026年 4月  | 排出量取引制度(GX-ETS)スタート                                                |

## G X の加速

- ・ 強みを有する脱炭素関連技術やAIなどのデジタル技術を活用し、経済成長・産業競争力強化を実現
- ・ 待ったなしの気候変動対策の加速  
・ 2050年カーボンニュートラル等の国際公約



- ・ ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- ・ 化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築

## 1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

## 2. GX産業構造

- ①革新技术をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

## 3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

## 4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

## 8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

## 5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

## 6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
  - 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種等問わずに一律に参加義務。
  - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
  - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
  - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

## 7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

## 「成長志向型カーボンプライシング構想」による投資促進パッケージ

■ 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実践により、今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現

① 20兆円規模の大胆な先行投資支援

② カーボンプライシング（CP）の導入（化石燃料賦課金と、発電事業者への有償オークション等）

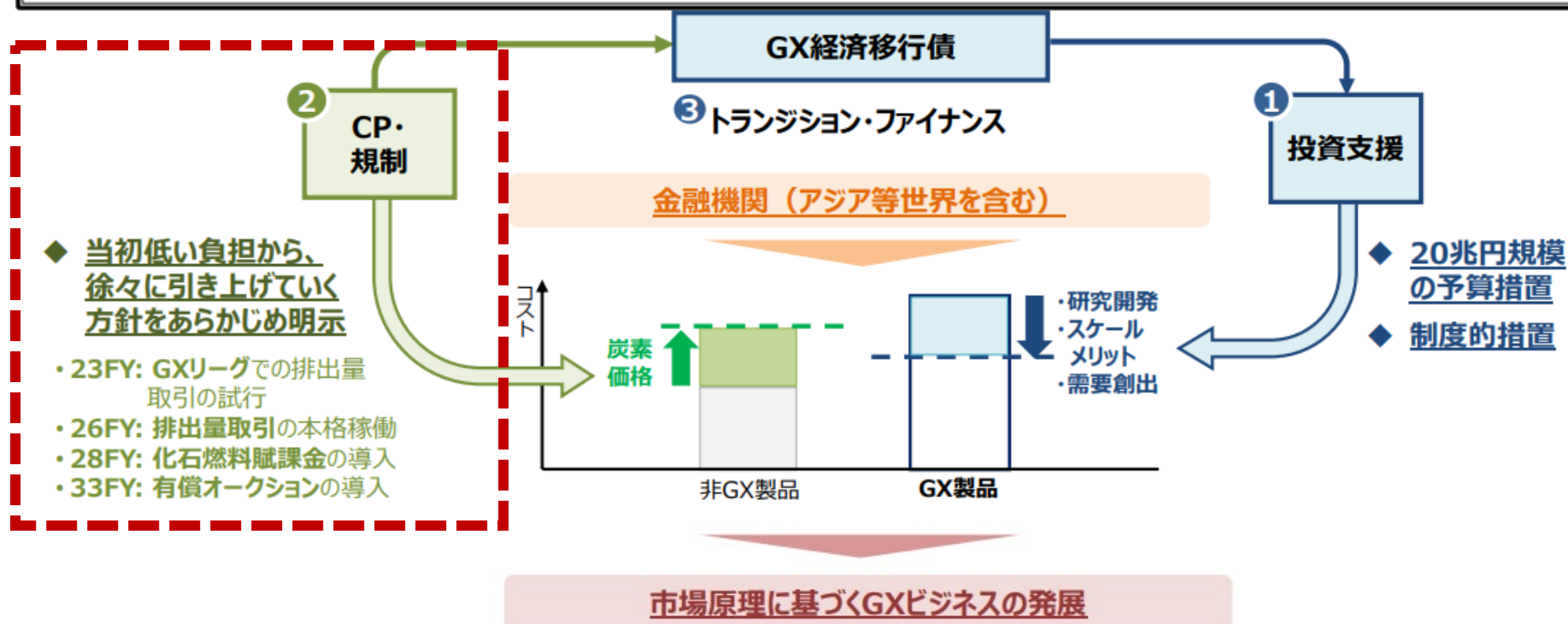
企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示

⇒ 早期にGXに取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

③ 新たな金融手法の活用

・ 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進（G7コミュニケにも明記）

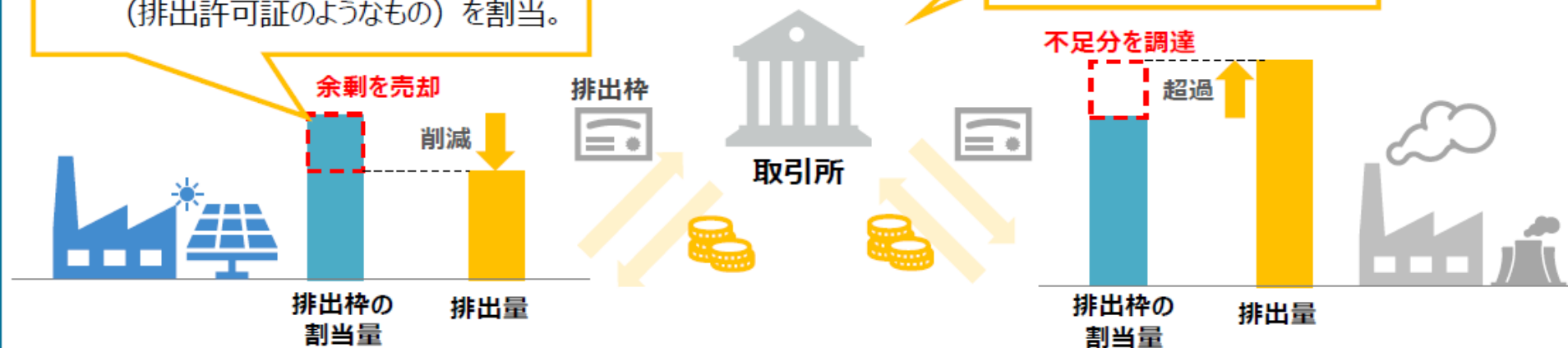
⇒ 世界の排出量の過半を占めるアジアにおけるGXの推進



## 排出量取引制度（GX-ETS, 2026年度～）

### ① 排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。



### ② 排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

➡ 特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

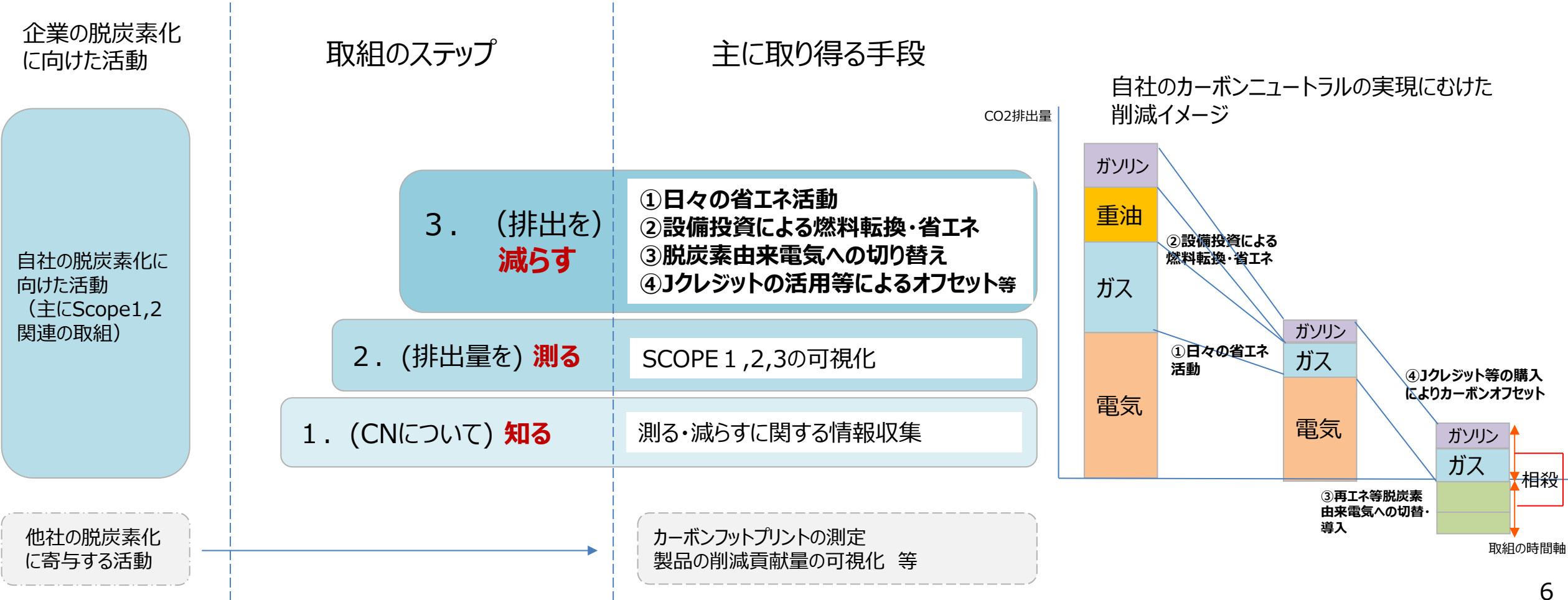
## 化石燃料賦課金（2028年度～予定）

- 化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担。

➡ 化石燃料の需要家に対して、排出量取引よりも広範に行動変容を促すことが可能。

# 脱炭素に取り組むためのステップ

- ・自社の脱炭素化への一般的なプロセスは  
**1. 知る → 2. 測る → 3. 減らす**
- ・「脱炭素」に取り組む段階に合わせた支援策を準備



# 支援施策一覧（例）



## CNについて知る

オンラインあり

- カーボンニュートラル相談窓口
- 事例集や関連情報サイト

➢ グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム  
➢ 中小企業基盤整備機構Webサイト  
➢ 環境省 脱炭素化事業支援情報サイト



## 排出量を削減する

- 省エネ診断／省エネお助け隊（再掲）
- SHIFT事業（再掲）
- Scope3事業
- 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- 中小企業省力化投資補助金
- 中小企業新事業進出補助金
- 省エネ・非化石転換補助金
- ZEB補助事業
- 脱炭素ビルリノベ事業
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）
- 省エネ設備投資利子補給金
- バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業
- ESGリース促進事業
- CN投資促進税制
- J-クレジット
- 自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金
- 環境・エネルギー対策資金（GX関連）



## 排出量を把握する

- 省エネ診断／省エネお助け隊
- CO<sub>2</sub>排出量のセルフ診断ツール
- 排出量等算定ツール
- SHIFT事業（脱炭素技術等による工場・事業場の省CO<sub>2</sub>化加速事業）

- 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化の相談窓口。
- 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けたハンズオン支援も実施。
- 加えて、中小企業・小規模事業者向けに脱炭素化に取り組む理由や具体的な方法を動画で紹介。

## 九州の相談窓口 ※全国の中小機構地域本部にも設置されています

中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援課  
電話番号 092-263-0300

(対面又はオンライン※事前予約制)

■費用：無料（ハンズオン支援は有料）

- ✓ どのようにカーボンニュートラルに取り組んだらいいのかわからない。
- ✓ 取引先から自社製品・工程のCO2排出量の開示を求められて困っている。
- ✓ 環境へ配慮した取り組みのPR方法について知りたい。

相談  
窓口

各地域本部へのお問い合わせ、  
お申し込みはこちらから →



研修  
動画

研修動画の利用申込  
(無料) はこちらから →



([https://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/kyushu/sme/cn/index.html](https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/sme/cn/index.html))

([https://www.smrj.go.jp/institute/manabeecampus/sme/ondemand\\_course/aihbak0000002f49.html](https://www.smrj.go.jp/institute/manabeecampus/sme/ondemand_course/aihbak0000002f49.html))

☑ サイトには「カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート」も掲載されていますので、ぜひご活用ください。

### 脱炭素社会の実現に向け カーボンニュートラル に取り組む中小企業をサポートします！

カーボンニュートラルに取り組む中小企業の支援を開始しました。

#### カーボンニュートラルに取り組む企業への支援メニュー

- 九州本部相談窓口（要予約・無料）  
経験豊富な専門家による相談窓口を設置しています。4名体制でカーボンニュートラルや省エネ、SDGs経営に関する相談にお答えしています。相談時間は1回約1時間で何度でも利用可能ですが、予約制としておりますので、事前のご予約をお願いします。オンライン対応も可能です。
- 申し込みは以下サイト又はお電話でお申し込みください。  
[https://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/kyushu/sme/consulting/index.html](https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/sme/consulting/index.html)
- 本部オンライン相談窓口（要予約・無料）  
九州本部の窓口相談日程に合わない場合は、中小機構本部（東京）でもオンライン会議システムを用いた相談が可能です。毎週火曜日と木曜日に開設しています。
- ハンズオン支援（有料）  
脱炭素・環境経営に向けた計画策定について、専門家を長期間派遣する伴走型で支援します。相談を希望される場合は、一度お問い合わせください。

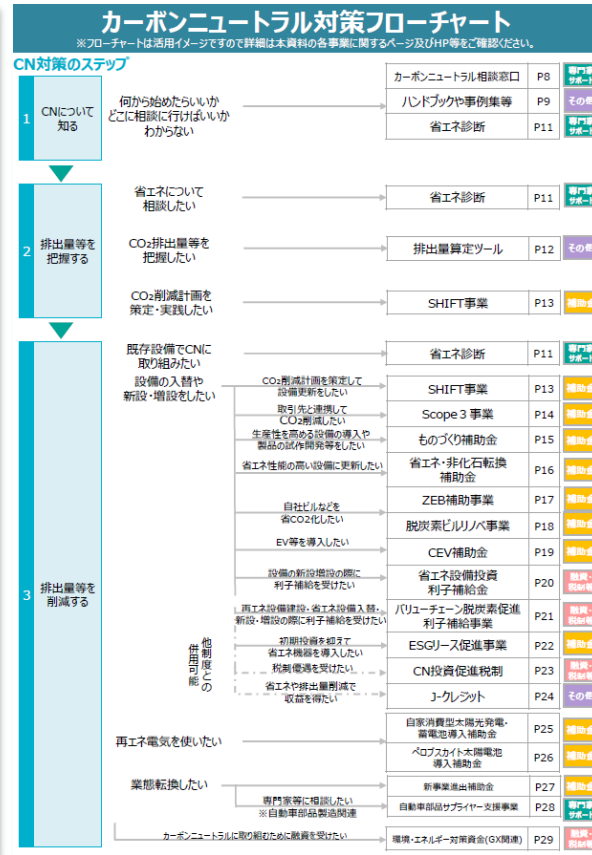
#### カーボンニュートラル関連の製品・技術を持つ企業向け

- ジェグテックを活用した販路開拓/オープンイノベーション  
ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」上で、販路開拓やオープンイノベーションが可能です。不定期ですが「オンライン商談会」や海外企業とのマッチング「環境技術CEO商談会」も開催しており、大手企業・海外企業の技術開発ニーズに対して、中小企業の皆さまが得意とする既存のカーボンニュートラルに資する技術や製品等とのマッチングをサポートしています。

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

＜ お問い合わせ先 ＞  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援課（電話：092-263-0300）

- カーボンニュートラルに関連する中小企業支援策やCO2排出量の算定方法について分かりやすい広報資料を作成。（経産省・環境省の施策を掲載）



STEP1 CNについて知る STEP2 排出量等の把握 STEP3 排出量等の削減

専門家サポート 大企業 中堅企業 中小小規模

相談 情報収集

## カーボンニュートラル相談窓口

カーボンニュートラルにこれから取り組む事業者、既に取り組んでいる事業者の様々な相談に対応

何から始めたらいいかわからない 経営にどう活かしたら？ 取引先にアピールしたい

中小企業基盤整備機構では、中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について、専門家による対面及びweb相談を実施しています。

経験豊富な専門家によるアドバイス  
無料で何度でも  
オンライン窓口もあるため全国どこからでも相談可能

詳細 独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
<https://www.smg.go.jp/sme/consulting/sdgs/favogs000001to2v.html>

## 中小企業のみなさん！！ 自社のCO2排出量を算定しませんか？

近年、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルや温室効果ガス排出量削減を目指す企業が増加したり、金融機関による融資先の温室効果ガス排出量を把握する動きが高まったりするなど、中小企業にとってもカーボンニュートラル対応は決して他人事ではありません。まずは、自社のCO2排出量を算定し「見える化」することから始めてみませんか？

取引先からの要請に対応しやすくなる 自社の排出量を「見える化」することで... 融資を受ける際に有利に...？

温室効果ガスとは、CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3の総称です。CO2には、燃料・電気・熱の使用に伴う排出「エネルギー起源CO2」、工業プロセスの化学反応等による排出「非エネルギー起源CO2」があり、**ご案内するのは中小企業の排出の多くを占める「エネルギー起源CO2」の算定方法です。**

### 基本の算定式

燃料・電気・熱の使用量に、排出係数を乗じることによってエネルギー起源CO2排出量を算定することができます。算定方法は、次のページでご案内します。

活動量(使用量) × 排出係数

### 算定ツール(例)

- 日本商工会議所 CO2チェックシート  
電力・灯油・都市ガスなどエネルギー種別に毎月の使用量・料金を、Excelシートに入力・蓄積することで、CO2排出量が自動的に計算されます。  
<https://eco.jcci.or.jp/checksheet>
- 民間事業者のツール  
「中小企業支援機関によるカーボンニュートラル・アクションプラン」の登録者の中で、温室効果ガス排出量の算定ツールを提供している事業者もいます。登録リストの「温室効果ガス排出量算定ツール提供」の欄をご参照ください。  
[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/SME/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html)

※記載している内容は、作成時点のものです。  
経済産業省 産業技術環境局 GX推進企画室 2024年5月

経済産業省HPの「温暖化対策」、「中小企業関連」のページからダウンロードください。  
[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/SME/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html)



- 省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネできる改善項目の提案をします。また希望に応じて、省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートを行います。

## 1 ウォークスルー診断

現地の設備をウォークスルーで診断。エネルギー使用状況を確認し、省エネにつながる提案を行います。

6,006円～51,051円  
※診断を希望する事業所の規模や設備種別数、年間のエネルギー使用量等に応じて変動

## 2 IT診断

※価格は税込です。

実測データから、設備/プロセスごとのエネルギー使用状況が見える化・分析。計測しないと分からないエネルギーの無駄を見つけ、改善提案を行います。

22,000円～110,000円程度  
※支援内容に応じて設定、最大220,000円

## 3 伴走支援

更新設備の最適仕様の調査、設備のチューニング、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。

※ウォークスルー診断の申込時に、伴走支援も併せて申込可能です。  
11,000円～22,000円程度  
※支援内容に応じて設定、最大51,051円

### 省エネ診断・伴走支援の流れ

お申込み  
特設WEBサイトからお申込み

事前ヒアリング  
事業者のニーズや設備等の情報を確認  
※打合せを実施する場合もございます

診断・伴走支援  
現地で専門家による診断・伴走支援を実施  
※複数回実施する場合もございます

報告会  
診断・伴走支援の報告をもって完了

出展：省エネ診断事業パンフレット

お申込みはこちらから！



設備を診断して光熱費削減 省エネ診断

### ■ ご負担額（税込）

まずは気軽に診断を受けてみたい方におすすめ！  
**ウォークスルー診断**

①設備単位プラン  
※最大2設備まで組合せ可能です  
ご負担額（税込）  
6,006円/設備

②工場・事業所全体プラン

| 診断プラン         | ご負担額（税込）             | 年間エネルギー使用量             | 延床面積                 | 事業所の規模            |
|---------------|----------------------|------------------------|----------------------|-------------------|
| 300kl 診断プラン   | 16,016円              | 300kl以下                | 1,000㎡以下             | —                 |
| 1,500kl 診断プラン | 22,022円              | 300kl超<br>～1,500kl以下   | 1,000㎡超<br>～2,000㎡以下 | 2棟以上又は<br>4階建て以上  |
| 3,000kl 診断プラン | 28,028円              | 1,500kl超<br>～3,000kl以下 | 2,000㎡超<br>～5,000㎡以下 | 3棟以上又は<br>7階建て以上  |
| カスタム 診断プラン    | 28,028円超<br>～51,051円 | 3,000kl超               | 5,000㎡超              | 4棟以上又は<br>10階建て以上 |

※年間エネルギー使用量/延床面積/事業所の規模は、いずれか1つを満たしていれば当該プランをご利用いただけます。  
詳細は診断機関にお問い合わせください。

### 設備単位プランの対象設備

空調設備

照明設備

ボイラ・給湯器

工業炉

受変電設備

冷凍冷蔵設備

コンプレッサ生産設備

給排水・排水処理

デマンド

### IT診断

データを活用して、効果的な省エネ取組を実施したい方におすすめ！

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| ご負担額（税込） | 22,000円～110,000円程度<br>（最大220,000円） |
|----------|------------------------------------|

### 伴走支援

省エネ診断後の継続的なフォローで、確実に成果を出したい方におすすめ！

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| ご負担額（税込） | 11,000円～22,000円程度<br>（最大51,051円） |
|----------|----------------------------------|

※伴走支援は、省エネ診断を受診済の事業者が対象です。

### ■ 対象の事業者

（以下のいずれかに該当する事業者は、省エネ診断を受診することができます。）

- 中小企業基本法に定める中小企業者
- 会社法上の会社に該当せず、前年度もしくは直近1年間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満の事業所※
- ※会社法上の会社に該当しない事業者：社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、協同組合等

- 省エネ設備の更新にかかる設備費等の費用を補助します。類型によっては省エネ効果の要件等が設定されています。



3次公募に関する概要スケジュール等は、詳細が決まり次第、事業HPにて公表予定。

省エネ・非化石転換補助金  
2026年版特設サイト

HPで活用事例も紹介中！

## エネルギー需要最適化型

SIIに登録されたエネルギーマネジメントシステム（EMS）機器を導入する事業  
【補助率】中小企業 1/2以内 大企業 1/3以内  
【補助金上限額】1億



## 事業・事業場型

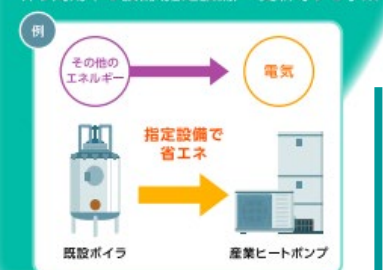


## (I) 工場・事業場型

予め指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業

## (II) 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換および低炭素な燃料への転換など、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業



## 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備（指定設備）へ更新等する事業  
【補助率】1/2以内 【補助金上限額】最大5億円（内容による）

## A 先進枠

SIIが予め採択した先進設備・システムへ更新等する事業

【対象設備】先進設備・システム

【補助率】中小企業 2/3以内  
大企業 1/2以内

【補助金上限額】15億～最大40億円 ※  
※事業年度・連携事業等によって異なる

## B 一般枠、中小企業投資促進枠

機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、又はSIIが予め公表した指定設備へ更新等する事業

【対象設備】オーダーメイド設備又は指定設備

【補助率】中小企業 1/2以内（※）  
大企業 1/3以内（※）

【補助金上限額】15億～最大40億円（※）  
※枠、事業年度、連携事業等によって異なる

## C サプライチェーン連携枠

サプライチェーン上の4者以上が共同で立案した設備更新計画を支援する事業（その他、Bと同じ）

【対象設備】オーダーメイド設備又は指定設備

【補助率】中小企業 1/2以内  
大企業 1/3以内

【補助金上限額】15億～最大30億円（※）  
※事業年度等によって異なる

## G X 設備単位型・設備単位型

### A 従来枠

SIIが予め定めた「指定設備」へ更新する事業  
【補助率】1/3以内  
【補助金上限額】1億円  
【対象設備】ユーティリティ設備、生産設備

### B メーカー強化枠

従来枠の要件に加えて、GX要件を満たしたメーカーの「指定設備」へ更新する事業  
【補助率】1/3以内  
【補助金上限額】3億円  
【対象設備】ユーティリティ設備、生産設備

### C トップ性能枠

GXへの取組を表明しているメーカーの指定設備のうちSIIが定めた「トップ性能基準」を満たす設備を導入（更新・新設）する事業  
【補助率】更新 1/2以内、新設 1/3以内  
【補助金上限額】3億円  
【対象設備】ユーティリティ設備の一部

## (III) GX設備単位型 (III) 設備単位型

SIIが高効率な設備として公表した省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等へ更新する事業



- 技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。

| 項目   | 革新的新製品・サービス枠                                                                                                                                       | 新事業進出枠                | グローバル枠              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 補助上限 | 2,500万円※1、2（補助率1/2※3、2/3）                                                                                                                          | 7,000万円※1、2（補助率1/2※3） | 7,000万円※1、2（補助率2/3） |
| 事業期間 | 交付決定日から10か月以内                                                                                                                                      | 交付決定日から14か月以内         |                     |
| 対象者  | 中小企業・小規模事業者等                                                                                                                                       |                       |                     |
| 基本要件 | ①付加価値額：年平均成長率4.0%以上増加<br>②賃上げ：1人あたり給与支給総額年平均成長率3.5%以上<br>③事業場内最低賃金：事業実施都道府県の最低賃金+30円以上の水準<br>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表及び職場環境改善に向けて追加的に取組を行うこと等 |                       |                     |
| 対象経費 | 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、建物費※4、海外旅費※5、通訳・翻訳費※5 等                                                                                                   |                       |                     |

※1：従業員数により補助上限は異なる、 ※2：一定の賃上げを行う場合は補助上限を引上げ、 ※3：最低賃金の引上げを行う場合は補助率2/3、  
 ※4：新事業進出枠及びグローバル枠のみ、 ※5：グローバル枠のみ

## 【活用事例】

### 革新的新製品・サービス枠で...



最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

### 新事業進出枠で...



鉄鋼材加工業で培ってきた技術を活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦

### グローバル枠で...



海外の展示会で現地ニーズを調査し、国内に最新設備を導入。新規顧客への営業で輸出品に採用されるタッチセンサの受注を新規獲得

### 第1回公募スケジュール

公募開始：令和8年6月29日（月）

申請受付：令和8年9月30日（水）

応募締切：令和8年10月30日（金）18:00厳守



公募情報は事業HPをご確認ください。

[新事業進出・ものづくり商業サービス補助金](#) | [中小企業基盤整備機構](#)

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能なカーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

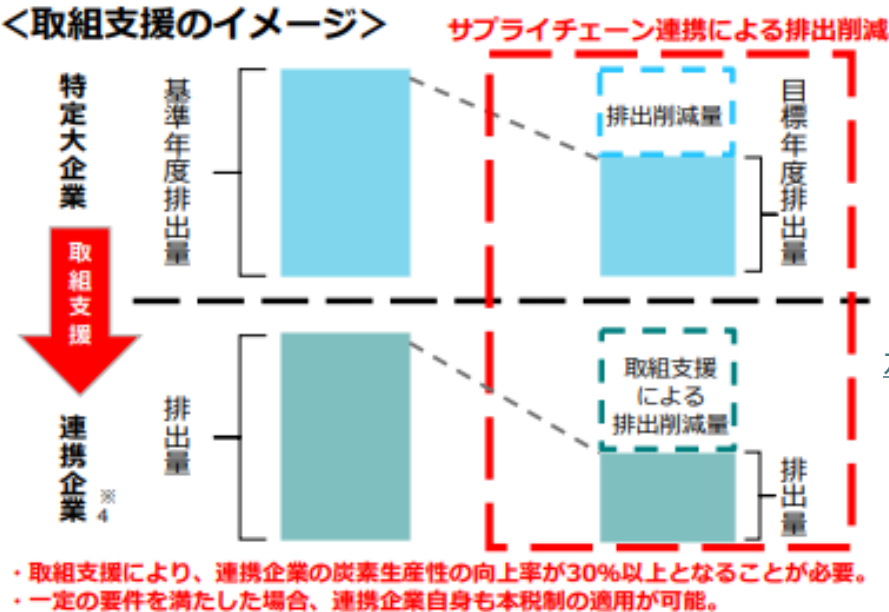
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※<sup>1</sup>の場合は最大10%）又は30%の特別償却※<sup>1</sup>を措置※<sup>2</sup>。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※<sup>3</sup>がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

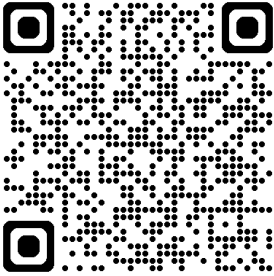
| 企業区分                            | 現行        |                          | 改正後         |                          |
|---------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|
|                                 | 炭素生産性の向上率 | 税制措置                     | 炭素生産性の向上率   | 税制措置（令和8・9年度）            |
| 中小企業者等                          | 17%       | 税額控除14%<br>又は<br>特別償却50% | 22%         | 税額控除10%<br>又は<br>特別償却30% |
|                                 | 10%       | 税額控除10%<br>又は<br>特別償却50% | 17%         | 税額控除5%<br>又は<br>特別償却30%  |
| 中小企業者等以外の事業者<br>※連携企業へ取組支援をした場合 | 20%       | 税額控除10%<br>又は<br>特別償却50% | 25%<br>※20% | 税額控除8%<br>又は<br>特別償却30%  |
|                                 | 15%       | 税額控除5%<br>又は<br>特別償却50%  | 20%<br>※15% | 税額控除3%<br>又は<br>特別償却30%  |

※1・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。  
※2・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞



※3・・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。  
※4・・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。



制度概要はこちら  
[カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（METI/経済産業省）](#)

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度予算額 5,786百万円（2,786百万円）】  
【令和7年度補正予算額 3,500百万円】



中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）  
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。  
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外  
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）  
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）  
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体
- 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施

補助事業の効果

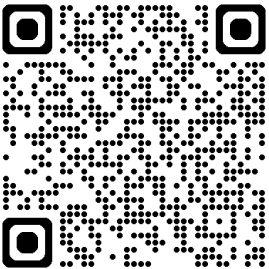
設備導入により省CO2型システムへ改修

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果が見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信

② DX型CO2削減対策実行支援事業

データにより設備稼働の現状・課題を見える化

- 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減



公募情報はこちら  
[一般社団法人温室効果ガス審査協会](#)



## 中小企業の成長に“効く”脱炭素

～収益を上げ企業価値を高める経済合理的なアプローチ～

- 多くの企業にとって、脱炭素に取り組むにあたっての課題は「コスト負担の大きさ」。
- そこで九州経済産業局では、中堅・中小企業が「脱炭素をいかに企業経営のメリットとして捉えるか」に焦点を当てたガイドブックを作成。
- 先進事例や取組の背景、さらに経営課題の解決と脱炭素を結び付ける視点などを紹介。

### 《 企業の成長に寄与する脱炭素 4つの視点 》

#### 経費削減 → P6

エネルギーのムダを省くことは、直ちに利益率の改善につながると同時に脱炭素を進めることができます。最も着手しやすく、効果が可視化されやすいため、多くの企業がここから脱炭素の取組を始めます。

#### 財務強化 → P14

「脱炭素」関連の補助金や優遇税制、有利な融資(サステナブルファイナンス)を引き出し、資金繰りを改善します。

#### 売上維持・拡大 → P10

サプライチェーンの要請に応えることで取引を維持し、脱炭素製品の開発や高付加価値化によって新たな市場・顧客を獲得します。

#### 企業価値向上 → P16

取組を対外的に発信することで、ブランド力を高めます。顧客からの信頼獲得や、採用力強化に直結します。社内への発信が社員の誇りにつながり、意識改革を促すこともできます。

経済産業省＞九州経済産業局＞

中堅・中小企業向けガイドブック「中小企業の成長に“効く”脱炭素  
収益を上げ企業価値を高める経済合理的なアプローチ」

([https://www.kyushu.meti.go.jp/report/2603/260305\\_1.html](https://www.kyushu.meti.go.jp/report/2603/260305_1.html))



## 問い合わせ先

九州経済産業局

カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

TEL:092-482-5467

**bzl-qcn@meti.go.jp**